

専決処分の不承認に伴う措置について

令和4年度神河町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の不承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の「必要と認める措置」として、町民の皆様に対して専決処分の考え方について説明責任を果たすため、今回の専決処分に至った経緯等について、次のとおり説明いたします。

令和5年6月27日

神河町長 山名宗悟

1 専決処分の経緯等について

令和4年度神河町一般会計補正予算（第10号）の歳入歳出補正予算の次の事項について議会の承認が得られなかったものです。

歳入、グリーンエコー笠形償還補てんの減額。歳出、公債費の補正額の財源内訳の特定財源の減額及び一般財源の増額。

これは、グリーンエコー笠形の償還補てんを指定管理者から施設利用料として納付されるものですが、令和4年度運営収支が赤字となることが判明したため、協定書の条項の規定に基づき減免、併せて予算措置をし、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」ものとし、令和5年3月31日付けで専決処分をいたしました。

2 専決処分後の議会提案について

専決処分については、地方自治法第179条第3項により、町長は、「次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」とされており、これに基づき、令和5年5月17日開会の第112回神河町議会臨時会に報告し、承認を求めましたが、不承認となりました。

3 専決処分の不承認に伴う措置について

地方自治法第179条第4項には、「条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」と規定されており、「必要と認める措置」として、町民の皆様に対する説明責任を果たすという観点から、今回の専決処分に至った経緯について、説明させていただくことといたしました。

4 改善に向けた取組について

今回の専決処分の不承認につきましては、協定書に基づく減免措置の判断、決定等経緯について、事前に議会常任委員会等への報告ができなかったこと、今後の、指定管理者の施設運営改善の取組み、見通しについての説明が不足していたことが要因であると認識しています。

今後の事務執行に当たっては、指定管理者との協議を密にし、早い段階の情報と分析に努め、適切な議案提出に努めてまいります。

5 今後の町政運営について

今回の専決処分の不承認については、町長として、結果を重く受け止めております。今後は、より適正な事務執行に努めてまいる所存ですので、引続き町政運営に、ご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。